資料４－３－１

平成２２年度レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会中間報告

平成23年2月8日
経済産業省商務情報政策局情報経済課

１．主な検討事項

法制定時以降の環境変化

- インターネットに接続可能なゲーム機及び無線LANに接続可能な携帯電話端末等のインターネット接続機器の利用拡大や、家庭内や店舗等での無線LANに接続可能な環境の増加等、青少年のインターネットの利用環境は変化を続けている。
- こうした環境変化を受けて、経済産業省では、保護者、教育関係者、事業者等の関係者から構成される、レイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会を通じて、以下の事項を中心に、青少年のインターネット利用の環境整備のための議論を進めてきた。

（構成員と検討の流れは次頁に記載）

主要検討事項

（１）望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の策定（内閣府検討会課題5関係）

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネットに接続可能なゲーム機等のインターネット接続機器について、関係事業者がどのようにして連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを整理するため、法の趣旨を踏まえた望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定。

（２）保護者の青少年有害情報対策の取組支援（内閣府検討会課題1･2関係）

多様化するインターネット接続環境の下で、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者が提供し得る支援策を検討。

（参考１）レイティング／フィルタリング連絡協議会 構成員と検討の流れ

構成員（敬省略）

（座長）	
清水　康敬	東京工業大学 監事・名誉教授
（座長代理）	
苗村　憲司	情報セキュリティ大学院大学 客員教授
（委員）	
国分　明男	財団法人インターネット協会 副理事長
玉田　和恵	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部　情報文化学科 准教授
猪股　富美子	お茶の水女子大学大学院 人間発達教育研究センター 特任アソシエートフェロー
朝倉　卓	大手家電流通懇談会 株式会社コジマ　総務本部　マネージャー
藤井　宏一郎	グーグル株式会社 公共政策部長
高橋　正夫	社団法人全国高等学校PTA連合会 顧問
福永　憲一	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント 渉外部　部長
北村 惠信	任天堂株式会社 総務部　総務グループ　サブマネージャー
猪俣　清人	デジタルアーツ株式会社 経営企画部　部長
高橋　大洋	ネットスター株式会社 コーポレートコミュニケーション部長
濵谷　規夫	社団法人電気通信事業者協会 青少年有害情報対策部会長
髙橋　周一	社団法人電子情報技術産業協会 青少年インターネット環境整備法対応PG主査
立石　聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長
楠　正憲	日本マイクロソフト株式会社 法務・政策企画統括本部技術標準部部長
吉田　奨	ヤフー株式会社 法務本部ネットセーフティ企画室　室長
（オブザーバ）	
内閣府	青少年環境整備担当
内閣官房	情報通信技術（IT）担当室
警察庁	生活安全局少年課
警察庁	生活安全局情報技術犯罪対策課
総務省	消費者行政課
文部科学省	スポーツ・青少年局青少年課

検討の流れ

○第１回（11月15日）
検討課題を提示し、検討の進め方、検討に必要な視点について構成員より意見聴取。

○第２回（12月１日）
機器ごとの望ましいフィルタリング提供のあり方について議論。機器とフィルタリングの関係性を整理。

○第３回（12月22日）
引き続き機器ごとの望ましいフィルタリング提供のあり方について議論するとともに、保護者支援の観点から事業者の取り得る対策について検討。

○第４回（１月26日）
機器ごとの望ましいフィルタリング提供のあり方、保護者支援の観点から事業者の取り得る対策についての中間とりまとめを実施。

○第５回（２月中下旬開催予定）
最終的な取りまとめを予定。

※事務局：（財）インターネット協会、経済産業省商務情報政策局情報経済課

２－１．望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の策定（内閣府検討会課題５関係）

＜インターネット接続機器のフィルタリング提供にあたっての判断基準（案）＞

■どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか。

①青少年の単独での利用の程度

青少年の単独での利用の程度の高い機器ほど、より容易に保護者がフィルタリングを利用できるような措置が講じられることが望ましい。

②オープンなインターネット上のウェブサイトの利用状況

インターネット接続機器には、オープンなネットワークに接続する機器と、主にクローズなネットワークに接続する機器が存在するため、フィルタリングの提供にあたっては、このような接続先ネットワークの特性に応じた対応がなされるのが望ましい。主にクローズなネットワークに接続する機器では、パスワードロック方式も含めた対応が取られることが望ましい。

■ どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか。

③機器の性能

機器の性能（主に計算能力や記憶容量等）が備わっていない機器については、機器側に負担の少ないフィルタリング方式が選択されるよう、インターネット接続役務提供者、機器製造事業者等が連携することが望ましい。

④機器の可搬性

可搬性の高い機器については、利用者の移動等によって随時接続経路が変化しても、フィルタリングが切れ目無く提供されるように、関係事業者が連携することが望ましい。

２－２．判断基準を踏まえたフィルタリングの対応状況

- 現在、各インターネット接続機器についてのフィルタリング提供は、今回整理した判断基準の下で望まれるフィルタリング提供のあり方を満たしていると整理された。
- 今後も判断基準を踏まえ、関係事業者によるフィルタリング提供が着実に実施されることが重要。

インターネット接続機器について

機器の種類	①単独利用	②オープン閲覧	程度		③機器性能	④可搬性	方法	
			望ましい	現状			望ましい	現状
ゲーム機（携帯）	高	主にクローズ	パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングをより容易に利用できる措置	対応している	低	可搬	機器側への負担が少ないフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でも切れ目無くフィルタリングがかかる方式	対応している
ゲーム機（据置）	一定程度	主にクローズ	パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングを容易に利用できる措置	対応している	中	固定	接続経路の変化を考慮する必要はなく、機器の性能を考慮して適切に提供	対応している
ＰＣ（ノート、スレート）	一定程度	オープン	パスワードロック方式以外のフィルタリングを容易に利用できる措置	対応している	高	可搬	機器側に負担の大きい方法も含めたフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でも切れ目無くフィルタリングがかかる方式	対応している
ＰＣ（デスクトップ）	一定程度	オープン	パスワードロック方式以外のフィルタリングを容易に利用できる措置	対応している	高	固定	接続経路の変化を考慮する必要はなく、機器の性能を考慮して適切に提供	対応している
一部の携帯多機能プレイヤー	一定程度	オープン	パスワードロック方式以外のフィルタリングを容易に利用できる措置	対応している	中	可搬	機器側に負担の大きい方法も含めたフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でも切れ目無くフィルタリングがかかる方式	対応している
インターネット接続テレビ	一定程度	主にクローズ	パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングを容易に利用できる措置	対応している	中	固定	接続経路の変化を考慮する必要はなく、機器の性能を考慮して適切に提供	対応している

２－３．フィルタリング提供にあたって今後の主な検討事項

（１）継続的な利用動向調査の実施

■今後も、青少年のインターネット接続機器の利用動向の変化に対応できるよう、青少年による機器の利用状況等に関しての調査を、事業者の協力を得ながら継続的に実施していく。当面は、携帯型ゲーム機や一部の携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等の機器について、調査に向けた検討を進めていく。

（２）スマートフォンの無線LAN接続について

■ スマートフォンの無線LANによるインターネット接続については、現時点では自由に無線LAN接続可能なエリアが限られていることなどから青少年の利用が急激に高まっている状況ではないものの、今後の青少年の利用拡大に備えて、様々な接続経路でインターネットに接続した場合でも切れ目無くフィルタリングが提供されるよう、総務省等の関係省庁や関係事業者と連携して具体的な検討を進めていくことが重要。

３．保護者の青少年有害情報対策の取組支援（内閣府検討会課題１・２関係）

事業者の既存の取組例

■ インターネットリテラシーの向上やフィルタリングの普及啓発を目的とした研究会やセミナーの開催
・保護者のためのフィルタリング研究会の開催（2010年4月～11月、2011年1月に報告書を公表）
・フィルタリング普及啓発セミナー
（経済産業省委託にて、フィルタリングソフトメーカー等の参加のもとで開催。平成22年度は全国で58回を予定）

■ PC等にフィルタリングソフトをプレインストールして販売。
・プレインストールしたフィルタリングソフトのアイコンをデスクトップに表示

■ 「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（2010年4月）に基づくフィルタリングに関する説明や安易な解除防止措置等の実施。
・フィルタリングの解除に理由書の提出を保護者に求める等の対応

今後の取組

■ 研究会では、以下の点に留意して取組を進めることの重要性が確認された。経済産業省として、保護者に普及啓発するための場を事業者等に提供するほか、以下のような事業者による自主的取組を促していく。

①インターネット接続機器のフィルタリングに関する情報提供の強化
- ✓ そもそもインターネットに接続可能かどうか、パスワードロック方式は利用可能か、フィルタリングソフトは利用可能かどうか等を保護者に提供する。
- ✓ 特にゲーム機については、保護者から子どもに製品を手渡す前の段階で保護者が情報を認識できるよう、情報提供手段としてパッケージ表示の工夫や、パッケージ表示からの取扱説明書への誘導等の工夫をより進める。

②より保護者の利用しやすいフィルタリング設定方法の検討
- ✓ 機器利用開始時の初期設定の際に、同時にフィルタリングの設定へ誘導する。
- ✓ 保護者の利用を効果的に促すために、大まかなカテゴリに分類されたフィルタリングを採用（利用者の希望に応じて、細かな設定も可能にする。）。

（参考２）フィルタリングの提供方式

インターネット

マスタデータベース

※URLリストの照合プログラム

登録・更新

※フィルタリング事業者等によるレイティング

アップデート

アップデート

アップデート

配信サーバ

参照サーバ

代理サーバ

リストをダウンロードして利用

該当分野を問い合わせて判断

プロキシサーバーを経由して接続

ウェブ閲覧にパスワード入力を求める。

インストール方式

参照サーバー方式

プロキシサーバー方式

パスワードロック方式

（参考３）クローズなネットワークの例

テレビメーカーA

テレビメーカー各社
による共同出資会社

インターネット（オープン）

管理

テレビの提供

テレビメーカーの共同出資会社が
管理するクローズなネットワーク

閲覧

自由にコンテンツ提供できない

ゲーム機メーカー等が
管理するクローズなネットワーク

閲覧

コンテンツ提供

ゲーム機等の提供

管理

自由にコンテンツ提供できない

ゲーム機メーカー

ゲーム機メーカー、
テレビメーカー以外の者